

氷川町立神峡公園指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されています。

氷川町では、公の施設である「氷川町立神峡公園」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入していますが、令和 9 年 3 月 31 日をもって指定管理の期間が終了することから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、氷川町立神峡公園条例（平成 17 年条例第 106 号）第 14 条及び氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 16 号）第 2 条の規定に基づき、氷川町立神峡公園指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（１）名 称

氷川町立神峡公園（以下「立神峡公園」という。）

（２）所在地

熊本県八代郡氷川町立神 648 番地 4

（３）設置目的

町の自然環境、風景を活用した環境学習の拠点、健全な余暇活動の場及び都市と農村とのふれあいや理解を深め、地域の活性化に寄与するため、公園を設置する。

（４）施設の利用率（氷川町立神峡公園条例第 11 条、第 16 条関係）

施設名		使用料		
管理棟	交流研修室	町内者	会議 1 時間	300 円
		町外者	会議 1 時間	600 円
	シャワー	1 回	100 円	
ログハウス		町内者	1 棟 1 泊	16,000 円
		町外者	1 棟 1 泊	20,000 円
		休憩 1 時間		1,000 円
ロッジ		町内者	1 棟 1 泊	11,000 円
		町外者	1 棟 1 泊	13,000 円
		休憩 1 時間		1,000 円
里地屋敷	管理舎	町内者	1 泊	20,000 円
		町外者	1 泊	25,000 円
		休憩 1 時間		1,000 円
	宿泊棟	町内者	1 泊	10,000 円
		町外者	1 泊	15,000 円
キャンプサイト		テント 1 張 1 泊		2,000 円
		1 区画 1 日		1,000 円
その他		町長が別に定める		

備考 利用時間が、1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。

(5) 施設の利用実績

①過去3ヵ年分の施設利用者数等実績（宿泊の件数。休憩は含まない。）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ログハウス	191 件	1,384 人	178 件	1,442 人	186 件	1,502 人
ロッジ	150 件	667 人	152 件	634 人	153 件	666 人
里地屋敷	55 件	748 人	36 件	483 人	38 件	511 人
キャンプ場	138 件	380 人	86 件	236 人	89 件	272 人
研修室等	16 時間	129 人	8 時間	5 人	19 時間	72 人

②過去3ヵ年分の利用料収入実績（ログハウス・ロッジ・里地屋敷・キャンプ場・研修室）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入金額	5,767,900 円	6,822,800 円	6,751,000 円

③過去2ヵ年分の主な支出実績

	令和6年度	令和7年度	備 考
人 件 費	9,769 千円	10,736 千円	法定福利費を含む
消耗品費	788 千円	572 千円	事務用品・トナー・除草剤等
光熱水費	2,711 千円	1,816 千円	電気・上下水道・ガス等
修 繕 費	409 千円	89 千円	小規模なもの
役 務 費	1,608 千円	1,355 千円	電話・FAX・保険・広告宣伝等
委 託 料	496 千円	506 千円	夜間警備・夏季警備・浄化槽管理等
賃 借 料	97 千円	116 千円	電話・NHK受信料・AED等
公 課 費	2,895 千円	1,883 千円	消費税等
合 計	18,773 千円	17,073 千円	

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

立神峡公園は、町の自然環境、風景を活用した環境学習の拠点として設置され、健全な余暇活動の場及び都市と農村とのふれあいや理解を深めるとともに、地域の活性化を図り、まちづくりの一翼も担っている。

そのため、民間の能力を活用することで、利用者サービスの向上と管理経費の節減のみならず、各種団体等と連携をとりながら、立神峡公園の機能が最大限に発揮できるような管理運営が求められている。

なお、指定管理者は、上記の考え方に基づいて適正な管理運営ができるように努めるものとする。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 開設日

毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に当たる場合はその翌日）

12月30日から翌年1月3日まで

(2) 開設時間

午前8時30分から午後5時30分まで

※指定管理者は、町の承諾を得て開設日、開設時間を変更することができる。

(3) 法令順守

- ①氷川町立神峡公園条例、同条例施行規則、氷川町立神峡公園消防計画
- ②氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ③地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ④労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑥その他
 - ・指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定に従い、協定において定める安全管理の措置を講じなければならない。
 - ・指定管理者は、施設の使用許可承認等、行政処分に相当する権限を行使するときは、氷川町行政手続条例第 2 章の規定を遵守すること。
 - ・指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は適正に管理し、5 年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。
 - ・指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

4 指定管理者の業務等

- (1) 立神峡公園及び施設の清掃、安全管理
- (2) 立神峡公園の利用促進を図る企画及び施設の運営
- (3) 環境学習プログラムの企画運営等環境学習に係る業務
- (4) 里山を利用したイベントや森林インストラクターを活用した自然観察会の開催
- (5) 立神峡公園の利用の許可に関する業務
- (6) 立神峡公園の利用に係る料金収納に関する業務
- (7) 立神峡公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上必要と認める業務

5 施設内容

- (1) 管理棟・研修室
- (2) ログハウス (3棟「健」・「根」・「信」)
- (3) ロッジ (2棟「梨」・「桜」)
- (4) 里地屋敷 (母屋、納屋、風呂場、トイレ)
- (5) 体験棟、作業小屋
- (6) 料理体験棟
- (7) イベント広場、同トイレ
- (8) キャンプ場
- (9) みかん園
- (10) ディスクゴルフコース
- (11) 吊橋 (龍神橋・火の国橋)
- (12) 駐車場 (龍神橋上流左岸・火の国橋より氷川上流左岸側・熊野座神社西側)

- (13) トイレ (2カ所 火の国橋より氷川上流左岸側・熊野座神社西側)
- (14) 展望所 (1カ所 火の国橋上流右岸側、五百羅漢東側)
- (15) 東屋 (1カ所 ログハウス「健」南側)
- (16) 遊歩道

6 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

7 管理に要する経費

立神峡公園の管理に要する経費は、利用料収入及び氷川町から支払う委託料によって賄うこととする。このうち、指定期間中に氷川町が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求める。

なお、氷川町からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と氷川町との間で締結する協定書で定める。

基準価格：35,550 千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和9年度：11,850 千円）

（令和10年度：11,850 千円）

（令和11年度：11,850 千円）

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となるため、注意すること。

8 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②熊本県内に事業所を有すること。
- ③氷川町から指名停止措置又は熊本県から暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ④氷川町暴力団排除条例（平成23年氷川町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団等関係者のいずれにも該当しないこと。
- ⑤労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑥町税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑦会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑧賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してある場合において、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- ⑨申請については、一申請者につき一提案に限り、グループの構成員は他のグループの構成員となること、又は単独で申請を行うことができない。

9 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出する。

なお、氷川町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書（氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年氷川町条例第 16 号）別記様式）
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書（別紙様式 1）
- (3) 管理に係る収支計画書（別紙様式 2）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ①申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財政状況を明らかにする書類
 - ②申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (5) その他町長が必要と認める書類
 - ①定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ②法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - ③労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ④納税証明書
法人税、消費税及び地方消費税等について未納がないことの証明書
主たる事務所又は事業所の所在地の町税、県税について未納がないことの証明書
 - ⑤従業員名簿

1 0 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ①受付期間 令和 8 年 10 月 14 日（水）から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで
- ②受付方法 質問書（別紙様式 3）に記入のうえ、FAX で提出すること。

1 1 説明会の実施

指定管理者を募集する説明会を、次により開催する。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡すること。

- ①開催日時 令和 8 年 10 月 14 日（水）
午前 10 時 00 分から
- ②開催場所 八代郡氷川町宮原栄久 69 番地 1
氷川町宮原振興局 2 階会議室

※参加人員は 1 団体 2 名以内とする。

1 2 申請書提出先及び提出期限

- (1) 提出先 氷川町役場 宮原振興局 地域振興課
〒869-4608 八代郡氷川町宮原栄久 69 番地 1
電話：0965-62-2315 FAX：0965-62-4116
- (2) 提出期間 令和 8 年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 10 月 26 日（月）までの日（土、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着のこと。
- (3) 提出部数 正本 1 部、副本 1 部（※副本はコピー可）及び提出書類一式を PDF 形式に

した電子データ 1 部を提出すること。ただし電子データは、正本と同一の内容とし、CD-R
又は DVD-R の媒体に記録して提出すること。

1 3 選定方法

指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選定事項に沿ってそれぞれ審査した評
点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に氷川町
が選定する。

選定項目及び審査内容		配 点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであるか ア 施設の設置目的及び氷川町が示した管理の方針 ※選定委員会で否と判断された場合には失格とし、以下の採点は実施しない。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮できるもので あるか ア 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	4 0
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図れるものであるか ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	1 5
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員・能力や組織 体制を有しているか ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 類似施設の運営実績	2 0
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 ア 地域や関係団体との連携 イ 環境学習プログラムの企画運営 ウ 里山を利用したイベントや自然観察会の実施	2 5
合 計		1 0 0

1 4 申請に要する経費

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とする。

1 5 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となること
がある。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1 6 申請者の選定（一次審査）

参加申込のあった法人その他の団体について、選考委員会において一次審査項目に基づき
提出書類を審査し、プレゼンテーションを行う法人その他団体、上位 3 団体を選定する。な

お、参加申込が3団体以内の時は、全ての事業者を二次審査の対象とする。

1 7 選定委員会（二次審査）

令和8年11月に開催する予定とし、応募者が複数ある場合は、選定委員会においてそれぞれ15分程度のプレゼンテーションを行うものとする。

1 8 選定結果の公表

選定結果については、各申請者に文書で通知する。なお、不服申し立ては行うことができない。

1 9 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- ①指定管理者は氷川町議会の議決を経て指定される。
- ②議決後に氷川町と指定管理者との間で協定を締結するが、この協定の管理業務に係る委託料（補助金を含む。）は、令和9年度から令和11年度における各年度の予算額以内となるため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。
- ③申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格が予算額の範囲内であっても、提案内容や提案価格の積算内訳及び過去の実績額等を勘案した上で、一層の効率化を図ることが可能であると氷川町が判断した場合には、委託料（補助金を含む。）が下回る方向で協議を行うことがある。

2 0 その他

- ①提出書類は返却しない。
- ②提出された書類は、氷川町役場内及び選定委員会での検討のため、必要に応じて複写する。
- ③提出された書類は、情報開示の請求により開示する場合がある。

2 1 留意事項

- ①指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。
- ②指定管理者の指定後に、指定管理者が参加資格に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

2 2 添付資料

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 事業計画書（別紙様式1）
- (3) 収支計画書（別紙様式2）
- (4) 質問書（別紙様式3）
- (5) 氷川町立神峡公園指定管理者仕様書

